

記号		b-4-1
区分	大分類	専門的・技術的職業従事者
	中分類	製造技術者(開発除く)
	小分類	機械
解説		<p>科学的・専門的知識を応用して、各種機械器具(電気機器・電気通信機器・自動車・航空機・船舶を除く)・自動車及び同部品・航空機、船舶及び同部品・機械設備及び同部品などの生産に関する生産性の検討・生産準備・設備計画などの工程設計及び工程管理・品質管理、監督、指導・据付・製造・改造・修理・検査・調査などの技術的な仕事に従事するものをいう。船用機関の製造・改造・維持・修理に関する技術指導・作業管理などの技術的な仕事に従事するものも含まれる。また、はん用的に各種機械に組み込まれ、あるいは取り付けをすることで用いられる機械器具及び同部品に関する製造の技術的な仕事に従事するものも含まれる。</p>
補足		<p>「開発除く」は開発された製品の生産管理などを行う者。「開発」は開発そのものを行う者をいう。</p> <p>例：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 開発された航空機の生産ラインの設計、管理⇒「開発除く」 ● 新しい航空機の設計⇒「開発」
業種例		<p>機械配置技術者；衡器製作技術者；内燃機関製造技術者；紡機製造検査技術者；造機工務技術者；工作機械組立技術員；機械工作技術者(開発を除く)；機械技術指導員；車両検査技術者；建設機械製造技術者；空気調和機械製造技術者；荷役機械製造技術；配管技術者(開発を除く)；水力タービン製造技術者；缶詰機械製造技術者；金属機械技術員(開発を除く)；航空計器技術者(開発を除く)；製材機械技術者(開発を除く)；精密機械技術者(開発を除く)；染色機械技術者(開発を除く)；光学機械技術者(開発を除く)；航空機機関技術者(開発を除く)；製菓機械技術者(開発を除く)；機械技術士；機械工業技術者(開発を除く)；内燃力発電機械技術者(開発を除く)；ボイラー・タービン主任技術者(開発を除く)；船用機関技術者(開発を除く)；自動車製造技術者；自動車修理技術指導員；航空機技術者(開発を除く)；航空・宇宙技術士；航空発動機製造技術者；航空機組立技術者；航空機用プロペラ製作技術者；造船技術者(開発を除く)；ボート製造技術者；本造船製造技術者；船用電気技術者(開発を除く)；船舶装飾技術者</p>

業種一覧にもどる